

各高齢者施設及び事業所の管理者 様  
各障害者施設及び事業所の管理者 様

静岡県健康福祉部長

## 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について

日頃、本県における新型コロナウイルス感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について、令和 4 年 2 月 3 日付け福指第 473 号静岡県健康福祉部長通知にて、本県としての対応をお知らせしたところです。

今般、令和 4 年 3 月 16 日付けで国から新たな通知が発出され、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立の観点から、濃厚接触者の取扱いを変更することが可能な旨が示されました。

本県の取扱いについて、下記 1 のとおりとしましたので、お知らせします。

また、下記 2 のとおり、介護従事者について、濃厚接触者として特定された場合でも一定の要件のもと毎日の介護に従事することは可能な旨も示されましたので、併せてお知らせします。

### 記

#### 1 本県の濃厚接触者の取扱い等

##### (1) 高齢者・障害者の入所施設

濃厚接触者の特定・行動制限による効果が見込まれるため、引き続き濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることとします。

##### (2) 訪問や通所などその他の高齢者・障害者の事業所

感染対策の徹底により二次感染率が低いため、原則として濃厚接触者の特定等  
は行いません。

ただし、訪問や通所などの事業所についても、地域の感染状況や入所施設との職員の兼務状況等に応じて、保健所が事業所等と連携し、濃厚接触者の特定を行う場合があります。

#### 2 濃厚接触者の特例による業務従事

以下の(1)の要件①～⑤を全てを満たす場合、濃厚接触者となった介護従事者が業務に従事することは可能です。(2)の注意事項を順守し、従事してください。

##### (1) 要件

①無症状であり、毎日、業務前に検査を行い陰性が確認されていること。

②ワクチンの3回目の接種後14日間経過（2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回目の接種後14日間経過）した後に、感染者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

※2回目接種から6か月以上経過し、3回目接種を行っていない場合は、特例による短縮ができません。

③他の従事者による代替が困難

④所属の管理者が了解していること。

⑤当該従事者の健康状態の確認や検査実施の体制、施設内の感染拡大防止対策（个人防护具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）が適切にとられていること。

**(2) 注意事項**

- ・感染した場合にリスクが高い者に対する業務に従事する際には、格段の配慮を行うこと。
- ・マスクの着用や手指の消毒など基本的な感染対策を徹底すること。
- ・業務以外の不要不急の外出はできる限り控えること。
- ・通勤時の公共交通機関の利用はできる限り避けること。
- ・家庭内に感染者が療養している場合は、当該感染者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- ・管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する介護従事者や入所者等の健康観察を行い、新型コロナウイルス感染症患者が発生していないか把握を行うこと。

**(3) 検査費用**

- ・業務従事のための検査にかかる費用は、事業者負担です。
- ・市町等を通じて配布している抗原定性検査キットは、有症状者の早期検査や施設内で感染者が発生した場合の検査のために配布していますので、業務従事のための検査には使用しないでください。
- ・業務従事のための検査は、薬局等で実施している無料検査の対象外です。

**3 参考（濃厚接触者の待機期間）**

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は0日）		
	0～4日	5～7日	8日～
医療、介護、保育等の従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認	待機解除（条件付） 4,5日目の抗原定性検査で陰性確認(※)	待機解除
その他	待機		

担当：感染症対策局新型コロナ対策企画課

電話 054-221-2459

福祉長寿局福祉指導課

電話 054-221-3256